



2026年7月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 裕
(コード番号：2267 東証プライム市場)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上を目指し当社管理職（以下、「管理職」といいます。）を対象としたインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定し、以下のとおり、従業員持株会に対する第三者割当により自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年9月28日（月）
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 44,000 株
(3) 処分価額	1株につき 2,903 円
(4) 処分総額	127,732,000 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	ヤクルト従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。

(注) ヤクルト従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて対象者に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数および処分総額は、最大値であり、入会の募集の終了後に確定する予定です。

2. 処分の目的および理由

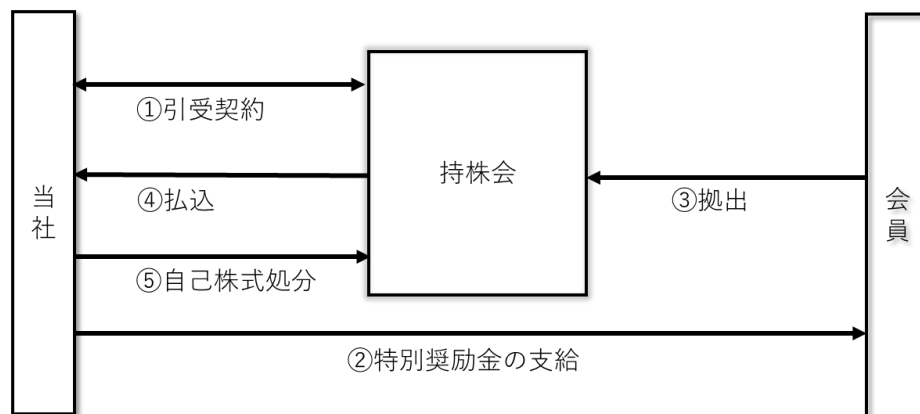
当社は、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」のもと、企業活動を通じて、社会の課題解決に取り組むことで、これまで以上にステークホルダーの皆さまの期待に応え、企業理念の実現による企業価値向上を図り、持続的な成長を目指してまいります。

今般、本スキームの導入により管理職に対し一定数の当社株式を付与することで、株主の皆さまとの価値共有を進めるとともに、当社の業績への意識を一層高め、経営層と管理職が一体となり、中長期的な企業価値向上の実現を図ることを目的としています。

本スキームは、持株会の管理職会員（以下、「会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 44,000 株を持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 302,753,736 株に対する割合は 0.01%、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権数 2,902,012 個に対する割合は 0.02%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）となりますが、より多くの管理職が株主の皆さまとの中長期的な価値共有の深耕につながることから、既存株主にとっても合理的な水準と考えております。

本スキームの概要



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分および引受けに関する当社株式の引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は特別奨励金を持株会に拠出します。
- ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的として、会員に付与した特別奨励金の持株会への拠出をもって行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前取引日である 2026 年 7 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値である 2,903 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価額の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1 か月 (2026 年 7 月 1 日～2026 年 7 月 30 日)	2, 827 円	2. 69%
3 か月 (2026 年 5 月 1 日～2026 年 7 月 30 日)	2, 768 円	4. 88%
6 か月 (2026 年 2 月 2 日～2026 年 7 月 30 日)	2, 702 円	7. 44%

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上